

18年度造林事業補助金交付申請書（補正繰越）

（流域循環資源林整備事業 分）

平成19年12月26日

愛媛県知事 加戸守行 様

住 所 愛媛県喜多郡内子町五百木186番地の2

申請者 内 子 町 森 林 組 合

氏 名 代表理事組合長 藤 山 春 夫

別紙内訳書のとおり造林事業を終了しましたので、補助金を交付されるよう愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）に基づき関係書類を添えて申請します。

様式1号(第6条 様式第7号関係)

(事業区分 育成単層林整備)
 (事業の種類 保育(植栽型))
 (事業細目 除間伐)

造 林 内 訳 書

申請番号	施行地			事業主体 委任	作業者	事業内容	前況 区分	査定 区分	樹種 (路線名)	面積 (材積) (被害率) (延長) ha m ³ (%)(m)	植栽 本数 (本) (年)	事業 完了 年月日	森林 の 種類	経営 規模	森林 の有 形態	そ の 他	備考
	市町	大字	字地番														
0018-01	内子町	大平	12 ⁺ 40/41/42 ¹	影野 健治	森林所有者(個人)	間伐Ⅰ30	なし	施計	ヒノキ	0.81	18	平成19年11月10日	普	5上	個	17-422-001	資5%
0019-01	内子町	大平	251	富永 健資	森林所有者(個人)	間伐Ⅱ30	なし	施計	スギ	2.12	32	平成19年11月10日	普	5上	個	17-422-001	資5%
0020-01	内子町	大平	101 102	宮田 久男	森林所有者(個人)	撤間Ⅰ30	なし	施計	スギ ヒノキ	1.43	35	平成19年11月10日	普	5上	個	17-422-001	資5%
0021-01	内子町	南山	962 956	河野 勝洲	森林所有者(個人)	間伐Ⅱ30	なし	施計	スギ	0.96	30	平成19年11月10日	普	5上	個	17-422-001	資5%
0023-01	内子町	寺村	1826 1834	大竹 幹夫	森林所有者(個人)	撤間Ⅳ30	なし	施計	スギ ヒノキ	2.73	30	平成19年11月10日	普	10上	個	17-422-001	資5%
0024-01	内子町	寺村	2441-1 2441-2/2441- 3/2442-1/2442-	岸田 透	森林所有者(個人)	撤間Ⅰ30	なし	施計	スギ ヒノキ	1.70	24	平成19年11月10日	普	10上	個	17-422-001	資5%
0025-01	内子町	寺村	2441-5	岸田 透	森林所有者(個人)	撤間Ⅱ30	なし	施計	スギ ヒノキ	0.28	24	平成19年11月10日	普	10上	個	17-422-001	資5%
0026-01	内子町	寺村	2418	永見 浩之	森林所有者(個人)	間伐Ⅰ30	なし	施計	ヒノキ	0.71	24	平成19年11月10日	普	5上	個	17-422-001	資5%
0027-01	内子町	臼杵	1570	大野 薫喜	森林所有者(個人)	間伐Ⅱ30	なし	施計	スギ ヒノキ	0.93	35	平成19年11月10日	普	5上	個	2003-385-002	資5%
合計										11.67							

愛媛県指令19森第888号		事	長	係	係	係
決定						

喜多郡内子町五百木186番地の2
内子町森林組合

平成19年12月26日付けで申請のあつた平成18年度造林補助事業（流域循環資源林整備事業）（補正線越分）に対し、愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月17日愛媛県告示第1383号）により、平成19年度において補助金1,548,412円を交付する。ただし、下記事項を守ることを条件とする。

平成20年2月14日



愛媛県知事 加戸 守行

記

- 1 補助金の交付を受けたものは、補助金の交付を受けた事業（以下「造林補助事業」という。）の収支を明らかにした書類を整備し、当該補助金を受けた年度経過後5年間保存しなければならない。
- 2 補助金の交付を受けたものは、造林補助事業の施行地が、苗木の植栽に係るものにあつては保険期間10年以上、除間伐（作業路等の開設事業を除き、機能増進保育の抜き伐（ぎ）り等を含む。）に係るものにあつては保険期間3年以上の森林保険に加入するとともに、その保育管理（育成複層林整備にあつては、育成複層林としての維持管理）に努めなければならない。
- 3 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事に造林補助事業施行地の転用等届出書によりその旨を届け出なければならない。
 - (1) 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して、5年以内に当該造林補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（造林補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該造林補助事業の施行地の森林以外の用途への転用を含む。次号において同じ。）をしようとするとき又は造林補助事業の施行地上の立木竹の全面伐採除去をしようとするとき。
 - (2) 作業路に係る造林の計画期間内に当該造林補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業路（育成単層林を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用される作業路をいう。）、育成複層林作業路（育成複層林を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用される作業路をいう。）、機能増進保育作業路（長伐期施業を行う林分を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用されるものをいう。）、特定間伐作業路（特定間伐において長期間継続して使用されるものをいう。）、長期育成循環作業路（長期育成循環整備の実施のため、長期間継続して使用されるものをいう。）、絆の森作業路（絆の森整備事業において長期間継続して使用される作業路をいう。）、高性能林業機械作業路（長期間継続して使用される高性能林業機械による作業に必要な作業をいう。）、衛生伐作業路（松林を健全に育成し、又は保全するため、長期間継続して使用される作業路をいう。）及び特定林地改良作業路（特定林地改良を実施するため、長期間継続して使用される作業をいう。）（以下「育成単層林作業路等」という。）の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。

[補正繰越]

平成18年度第06期

補助金交付指令内訳書

申請者	事業名	事業区分	事業の種類	事業細目
内子町森林組合	流域循環資源林整備事業	育成単層林整備	保育(植栽型)	除間伐

申請番号	枝番	氏名 所在地	同姓同名区分	林小班			樹種	苗木本数・林齢	(処理材積) 査定面積 (作業路延長)	補助金
				林班	小班	枝番				
0018	01	個人(影野 健治)		361	015	01	ヒノキ	18	0.81	52,821
		内子町 大平 12 木3								
0019	01	個人(富永 健資)		361	203	00	スギ	32	2.12	154,107
		内子町 大平 251								
0020	01	個人(宮田 久男)		361	101	01	スギ	35	1.43	260,117
		内子町 大平 101 木1								
0021	01	個人(河野 勝洲)		375	078	00	スギ	30	0.96	69,784
		内子町 南山 962 木1								
0023	01	個人(大竹 幹夫)		350	183	01	スギ	30	2.73	534,643
		内子町 寺村 1826 木1								
0024	01	個人(岸田 透)		381	046	01	スギ	24	1.70	309,230
		内子町 寺村 2441-1 木4								
0025	01	個人(岸田 透)		381	046	03	スギ	24	0.28	53,807
		内子町 寺村 2441-5								
0026	01	個人(永見 浩之)		381	025	00	ヒノキ	24	0.71	46,300
		内子町 寺村 2418								
0027	01	個人(大野 薫喜)		421	141	01	スギ	35	0.93	67,603
		内子町 白杵 1570								

計 11.67 1,548,412